

檀家制度の成立と展開

圭室文雄

一、檀家制度の成立

檀家制度（庶民の葬祭を媒介とする寺と檀家の関係）がいつ頃から出来たのかと問われて、明快に答えられる人はまず居ないと言っても過言ではないと思います。ここでは檀家制度がいつ頃からどのような理由でつくられたのかを歴史的にたどってみたいと思います。私は檀家制度が形成されていくのには五つくらいの段階があったと考えています。そこで順をおって説明したいと思います。まず庶民がいつごろから寺で葬式をするようになったのか、について検討してみます。

中世における寺院と葬祭

庶民の先祖達が古くから寺院で葬式をしたわけではありません。寺院で葬式をしたのは古くは天皇や貴族、あるいは上級武士に限られていました。例えば京都の泉涌寺では孝明天皇までの歴代天皇の葬祭を行っていましたし、平安時代

には奈良の興福寺や宇治の平等院などが建てられています。これ等の寺は開基檀那である藤原氏が一族の菩提を供養する寺でした。鎌倉の寿福寺は北条政子が開基となった源氏の菩提寺です。また紫陽花で有名な鎌倉の明月院は上杉憲方の法名(戒名)でもあります。これは上杉一族の菩提寺です。このような寺院は枚挙にいとまがありません。本来寺院というのはその開基者(外護者)やその一族の菩提を弔う場所であり、寺院への経済的援助はその一族とその子孫が保証したものでした。開基者は時代が下がると守護・地頭・荘園領主・在地領主・守護大名・戦国大名などへと変わっていきますが、つまりはこれら有力者の援助により経営が支えられていました。そのような寺院の境内に庶民が墓を作り、その寺で庶民の法要をするようなことはありませんでした。

しかし中世後期荘園制度の崩壊や下剋上の世となりますと、本来の開基檀那がその地位を失い没落し、その事により寺院は経営が不安定になりました。このような時期に至って寺は経営をこれまでの開基檀那のみではなく庶民の葬祭にその活路を探しはじめました。そこでそのような動きをまず曹洞宗の高僧の語録にみますと、その内容で坐禪と葬祭について記述された割合は、道元(一一二〇—一一五三)「永平広録」によると、坐禪九九%、葬祭1%です。ここでは坐禪を中心とした出家の規範を説いているのに対して、やや時代が下がりますが、松堂高盛(一一四三—一一五〇五)「円通松堂禪師語録」では、坐禪八%、葬祭九二%となり、坐禪の記事が激減して、葬祭が急増しています。つまり一五〇〇年ごろには曹洞宗の僧侶達も本来の坐禪修行のみではなく、葬祭が生活の中心になっていったことが指摘できます。曹洞宗寺院においてさえも経営の中心をこれまでの開基檀那の菩提供養から庶民の葬祭に転換していることが伺えます。そこで次に別の史料から寺院が庶民の葬祭に結びついていった事例を検討してみます。

高野山月牌帳にみる法名（戒名）

古義真言宗高野山の塔頭寺院には中世後期以来の「月牌帳」が夥しい数残されています。高野山高室院には明治時代以前に存在した五つの塔頭、即ち高室院・慈眼院・大乘院・蓮乘院・発光院の史料が約四〇〇〇点残っていますが、これらの史料は明治以降廃寺となった四塔頭分も高室院に併合されています。これらの五塔頭分を合計しますと「月牌帳」のみでも約六〇〇冊で、そこに記されている法名は全国二三か国にわたっています。「月牌帳」とは塔頭寺院が毎月の命日に月牌料納入者の菩提供養をする台帳です。庶民の先祖達は中世後期から伊勢参りをしてはいますが、そのおり伊勢神宮では現世利益の祈禱をして、その高野山に足をのぼし、ここでは先祖の菩提供養をするのが慣わしでした。

中世後期の史料として割合まとまっている「高室院月牌帳」に記入されているのは参詣者の姓氏名・住所名・近親者の法名・命日（没年月日）・支払った供養料などが詳細に記されています。勿論高野山で菩提供養したのは真言宗寺院の檀家には限りません。仏教諸宗派の法名はもとより、神葬祭・儒葬祭の法名も含まれています。その意味で言えば高野山は宗派性を問わず、全ての日本人の菩提供養をする場所でもありました。また一方で高野山に参詣した人々の近親者がすでにその地域の寺で法名を付与されていたことがわかります。勿論多くの寺院もこの段階で庶民に法名を付与しています。

次の表は相模国から高野山高室院へ行き菩提寺供養をした人々のうち一六〇〇年以前のもを表示しました。

第一表について説明しますと、一六〇〇年以前を一〇年刻みで表示しています。「高野山高室院月牌帳」（相模国分）は一五三六年分から書き始められており、この年は一名で、四字法名です。第一表では法名は左から右に上昇しています。ただし二字と二字禪定門・尼は同格と思われず、同様に四字と四字禪定門・尼も同格と考えられます。さて、

第1表 高室院月牌帳（神奈川県 相模国のみ）

年代	二字	二字禪定門尼	四字	四字禪定門尼	信士	信女	居士	大姉	院号	合計
1536～1540			1							1
1541～1550	30	7	5	3						45
1551～1560	118	4	3					1		126
1561～1570	124	10	8	4				1		147
1571～1580	122	17	14	7				2		162
1581～1590	235	106	46	14		3		2	1	407
1591～1600	214	15	28	3				3		263
合計	843	159	105	31		3		9	1	1151

参考文献：高野山高室院文書

そこで注目して頂きたいのは合計の欄です。一五五一—一五六〇年頃から法名が急増していることです。その後漸増しつつカーブが上昇していることがわかります。つまり一五五一年頃以降に庶民の法名が増加したと考えられます。

次に法名の特色を検討しますと、一五三六—一六〇〇年の間では二字・二字禪定門・尼が圧倒的に多かった事がわかります。全体の約八七％を占めています。次に多いのが四字・四字禪定門・尼で、全体の約一二％を占めます。これに対して院号、居士・大姉、信士・信女は合計一三に過ぎず、全体の約一％という数字を得ます。このことから中世後期の法名はその多くが二字・二字禪定門・尼であったことが明らかです。

次に第二表は高野山蓮華定院にのこる信濃国佐久郡の月牌帳を表示したものです。法名は一五二三年から書き始められています。とりわけ佐久郡は曹洞宗寺院が極めて多いところです。それゆえ相模国にみられるような二字や四字のみの法名はありません。また信士・信女、院号などの法名も見出すことは出来ません。同時代であり隣接国でありながら法名のつけ方にかかなりの違いがあることがわかります。

さて、合計の欄を見ていただきますと、信濃国佐久郡の場合は、相模国よりやや遅れて一五七一年頃あたりから法名が急増していることがわ

第2表 蓮華定院月牌帳（長野県 信濃国佐久郡のみ）

年代	二字禪定門尼	四字禪定門尼	居士 大姉	合計
1523～1530	24	3		27
1531～1540	32	9	1	42
1541～1550	18	3		21
1551～1560	18			18
1561～1570	22	7	1	30
1571～1580	81	12	3	96
1581～1590	70	9	4	83
1591～1600	27	14	1	42
合計	292	57	10	359

参考文献：高野山蓮華定院文書

かります。恐らくこの時期あたりから寺が庶民に法名をつけるようになったものと思われます。またこの二か国に共通する現象としては、一五九一—一六〇〇年の間は法名が減少しています。これは相対的に庶民の法名が減少したわけではなく、この史料の性格上、歴史的にみれば一六〇〇年の関が原の役の直前であり、庶民が伊勢や高野山にお参りする

状況ではなかったことがこの数字に反映しているとも言えます。

信濃国の場合も二字禪定門・尼が多く、全体の約八一%、四字禪定門・尼がそれにつき約一六%、居士・大姉は約三%という数字を得ます。やはりここでも二字禪定門・尼が圧倒的に多かったことが伺えます。

限られた史料ですが、一五五〇—一五七〇年あたりを上限とし、寺院が庶民に法名を付与している様子がわかります。さらに法名は両地域ともに二字・二字禪定門・尼が圧倒的に多かったことが指摘できます。檀家制度というほどのものではありませんが、緩やかな寺と檀家の結びつきを示していると思います。しいて言えば檀家制度の第一段階とも言えます。

以上検討したように、前述の如く高僧の語録の葬祭の記事より遅れること約五〇年で仏教諸宗派の寺院は庶民の葬祭に手をつけていたことがわかります。高野山で「月牌帳」が残っているのは管見の限りでは高室院・蓮華定院・桜池院・清浄心院・赤松院・西門院・総持院な

どです。いずれの「月牌帳」も一五五〇年頃から庶民の法名が記されており、多くの地域で庶民の法名を探り当てる事が出来ます。政治の力で強制的な檀家制度に変わっていくにはもう少し時間が必要でした。それはキリシタン寺請(寺がキリスト教徒ではないと檀家の身分を保証すること)が契機となっではじまったと言えます。

次に庶民が幕藩領主の意向で強制的に寺の檀家にされたケースを考えて見ます。この場合の庶民とはキリスト教徒のことです。

伴天連追放令と転吉利支丹寺請

慶長一八年(一六一三)一二月江戸幕府は伴天連追放令を布達しました。

ここではキリスト教がヨーロッパ諸国の日本との交易は通商のためではなく、日本を植民地支配すること、さらに日本にキリスト教を布教すること等が目的で、日本人の信仰を改変するためである、としてキリスト教を日本の神道や仏教の敵として位置づけ、即刻禁止すべきとしています。

この法令を起草したのは京都の臨濟宗南禅寺住職の金地院崇伝で、将軍秀忠の朱印を捺し、一六一三年一二月二三日全国に布達されました。この法令布達のすぐ後、キリスト教追討奉行である小田原藩主大久保忠隣はキリスト教徒の拠点の一つである京都へ赴き、二つの教会を焼き払い、宣教師を長崎に追放しています。これ等の宣教師達はその後国外へ追放されました。

大名領においても伴天連追放令の布達をうけると、領内の教会を焼き払い、キリシタン墓地を破壊し、キリスト教徒を捕らえ、さらに改宗をせまり、改宗に応じなかった者を入牢させ、一方改宗した者に対しては「転吉利支丹寺請証文」を書かせています。

ここでは当時の史料が割合まとまって残っている小倉藩（藩主細川忠興、四〇万石）のキリシタン政策について検討してみます。史料は松井家文書（熊本大図書館所蔵）です。

小倉藩主細川忠興はこの時参勤交代で江戸に詰めていましたが、慶長一九年（一六一四）正月二日国元の家老に対して次のように指示しています。

この時、幕府から伴天連追放令が出されたこと、参勤交代が終り帰国したらキリシタン弾圧を行うが、当面は郡奉行に申しつけて領内を徹底的に搜索すべきこと、忠興が下国した時に手間がかからぬ様にしておく事、さらに領内にあるキリシタンの墓や宣教師の墓は打ち崩す事などと細かい指示を出しています。この時の小倉藩領は豊前国全域（八郡）と豊後国の二郡であり、そこで捕えられたキリスト教徒は二〇四七名と報告されています。この時は徹底した家宅搜索を行い、夥しい数のキリスト教徒の祭具を取り上げています。それは「こえい」（キリストやマリアの絵像）・「こんたす」（数珠・ロザリオ）・「いませ」（キリストやマリアの彫像）・「くるす」（十字架）などです。

小倉藩はこれ等のキリスト教徒に仏教への改宗を強制し「転吉利支丹寺請証文」の提出を命じています。転吉利支丹一人毎に転証文を四通作成させました。その内容は、第一は本人の転び証文、第二は村民の仲間が、本人が転んだことを保証した証文、第三は村役人である庄屋と手永の惣庄屋連名の証文、第四は寺の住職が、このキリシタンが転んで自分の寺の檀家になった事を証明した証文です。かなり煩瑣な手続きですが、小倉藩ではこれほどに徹底して改宗をせまったことがわかります。以上の証文の宛先はいずれも小倉藩家老の名前になっています。小倉藩では伴天連追放令が布達された二か月後にはこの様な証文が作成されました。そしてすぐに幕府に報告されています。この時転吉利支丹寺請証文を作成したのは曹洞宗では小倉城下の安国寺、豊前国下毛郡深泉寺・羅漢寺、中津寿福寺、豊後国速見郡興禅院です。これらの内このとき転吉利支丹を檀家として数多く受け入れたのは興禅院で、その数六五六名でした。ところでこの曹

洞宗五か寺の寺請証文は寺檀關係が明確にわかる史料としては最も古いものです。当然の事ながら全国各地の寺院においても、同様の証文を作成したはずですが、約四百年以前の事ですので、管見の限りではその他の寺の分は残っていません。

この様な幕藩領主の強圧的な意向を受けて、キリシタン以外の庶民でも寺で身分保証をして貰うためその檀家になり、寺で葬祭を行う人々が増加しました。これが檀家と寺の結びつきをつよめた檀家制度の第二の段階です。

次には日本人全員が仏教徒とされた寺請制度について検討したいと思います。

二、檀家制度の展開

日本人全員が仏教徒になったのはいつ頃からのことでしょうか。これは江戸幕府のキリシタン弾圧政策と極めて密接にかかわっています。江戸幕府は慶長一八年(一六一三)一二月伴天連追放令を布達し、キリシタンを摘発し、改宗をせまり、いずれも転吉利支丹として所在地の寺院に寺請証文を作成させ、その寺の檀家として位置づけました。しかし依然として「かくれキリシタン」として潜伏するキリシタンも数多く存在していました。特に隠れキリシタンが多いのは九州を中心とする西国大名の領内でした。

幕府は寛永一二年(一六三五)寺社奉行を新設して、その下に各宗派の触頭寺院を置き末寺を統括させ、各宗の末寺には村落内のキリシタン摘発役を命じました。たとえば曹洞宗ですと、触頭寺院が関三利の龍禪寺・総寧寺・大中寺です。さらにその下に国僧録といわれる五六か寺の僧録寺院を全国に配置し、その下に末寺を支配させ、幕府の政策の徹底をはかっています。曹洞宗では寺社奉行↓関三利↓僧録寺院↓全国の末寺、という支配機構ができました。こ

れを軸にしてキリシタン摘発が徹底して行われる事になりました。他宗も同様です。

寺請証文の作成

幕府は前述の支配機構を通じて、この段階ではキリスト教徒でない者に対しても寺請証文の作成を命じています。つまり日本人全員の寺請証文を作成させることでした。これが契機となり、寺院と檀家が結びつき、檀家制度が形成されることになりました。次に京都の場合について具体的に検討してみましよう。次の史料は南禅寺の門前町のもです。

南禅寺西門前任人吉利支丹改請状

仰せつけらるる御法度書覚

一、南蛮人の伴天連の事

一、日本伴天連、つけたりいるまんの事

一、切したん宗旨の事

右の宗旨の者これあるにおいては、きつと申し上ぐべく候

一、きりしたんならびに伴天連の宗旨を、まもる者これあるにおいては、父母女子たりというとも、きつと申し上ぐべく候、そのほか一類中、つけたり御被官中にも、一人も御座なく候、よつて後日のための状、くだんの如し、

寛永十二乙亥年十月十三日

南禅寺西門前 助作（略花押）

同 左吉(略花押)

帰雲院御納所様

(京都市南禅寺所蔵文書)

さて、史料を検討してみましよう。前段の三か条はこの時幕府が布達した法令をそのままかかげたものです。南蛮人の伴天連(上級宣教師)・日本人の伴天連、いるまん(下級宣教師)、キリスト教を信する者などが住んでいた場合は京都所司代への届出を義務付けていることがわかります。

一方で最後の一条は南禅寺の西門前に住んでいた助作と左吉がキリスト教徒ではないことを誓約したものです。さらに、仮にキリスト教を信仰する者が身内に居たならば、両親や家族であっても必ず報告する、としています。また奉公人の中にはキリシタンは一人もない事、などを書き上げています。表題に「請書」とありますように、幕府の法令を読んだことをまず記し、その上で自分たちの家族や奉公人にもキリシタンがいない事を誓約しています。重要な法令を布達するとき、幕府や藩では必ず請書をとっています。

島原の乱

寛永一四年(一六三七)一〇月いわゆる島原の乱が肥後国天草郡・肥前国島原郡でキリスト教徒の農民が中心となり蜂起しました。最初は約八百名であったものがその後徐々に増加し、最終的には約四万人に及んだと言われています。

同年一月九日、現地から幕府への報告によると、

松倉長門守領分肥前島原においてきりしたんの輩立ちおこり、宗門一味せしめ、長州（松倉長門守勝家）の居城ならびに、在々所々放火す、有江・有馬という所へたてこもりこれある由

『寛永日記』明治大学中央図書館所蔵

とみえ、一揆の勢力が思いのほか拡大して、原城に籠城し始めている様子が伺えます。また「一揆などかの邪教をもつて誘引し、これに従わざるをば打ち殺し、また従う者には財宝を与えなどせしほどもに、なべて組せずということなし」（『大猷院殿御実紀』）という状態が続いていました。島原藩（島原郡）と唐津藩（天草郡）の政治は一時ストップして、ほぼ五か月間はキリシタン農民の天下となりました。

急を聞いた幕府は第一陣として三河国深津藩板倉内膳正重昌（一万五千石）と目付石谷貞清を派遣し、寛永一四年二月五日島原に到着しました。一方島原・天草の一揆軍は合流して、有馬氏の古城である原城に立てこもっていました。幕府軍は同年一二月八日、翌一五年正月一日の二回にわたって攻撃しますが、相次いで大敗し、総司令官板倉重昌は戦死し、副官石谷貞清も深手をおいました。この時の様子はまさに幕府軍の大敗で、原城にこもった一揆軍は僅かの被害であったことが記されています。

ところで、幕府方不利であるとの情報を受けて、將軍家光は第二陣として寛永一四年一二月三日老中松平伊豆守信綱（武蔵国忍藩三万石）と戸田左門氏鉄（美濃国大垣藩一〇万石）を派遣しています。そして彼等が島原に到着したのは一ヵ月後の寛永一五年一月三日のことでした。ところが着陣してみると、すでに二日前幕府・九州大名連合軍が大敗していたことを知り驚いています。

將軍徳川家光は正月一日の幕府軍大敗の連絡を受けると、早速正月一日には参勤交代で江戸に滞在中の九州の諸大

名を江戸城によび集めています。主な大名をあげますと、熊本藩主細川忠利(五四万石)・福岡藩主黒田忠之(四三万三千石)・佐賀藩主鍋島勝茂(三三万七千石)・久留米藩主有馬豊氏(二二万石)・柳川藩主立花宗茂(二二万石)・延岡藩主有馬康純(五万石)などでした。この時將軍家光はこれ等の大名を初めとして九州の諸大名は早急に帰国して島原半島へ出兵するように命じています。(『寛永日記』明治大学中央図書館所蔵)

一方で島原へ到着した老中松平信綱は早速戦線の建て直しをはかることになりました。幕府側はこれまで単なる一地域の百姓一揆として考えていたことを反省し、幕府・九州大名連合軍の連携をより密にし、指揮系統を一本化することを提唱し、賛同を得ています。さらに九州の諸大名が帰国し、大量の応援が島原にやってくる一ヵ月後に照準をあわせ、長期戦の構えで一揆軍の兵糧断ちをはかりました。このあたり「智恵伊豆」と言われた松平信綱の面目躍如といったところです。二月上旬頃から江戸より九州に帰国した大名達はそれぞれ軍勢を率いて原城の周辺に続々と乗り込んできました。

寛永一五年(一六三八)二月二八日がいよいよ総攻撃の日と決まりました。「賊徒にわかにもり百日におよび、今は糧料も矢種もつきはてし事はしるべきなり、今日何をかまたるべき」(『大猷院殿御実紀』)との判断で、総攻撃を開始しました。この戦鬪に参加した一揆方の軍勢は約三万人にのぼり、原城を死守しましたがついに弾薬も尽き果て、鍋釜をはじめ石つぶてや材木などまで投げ用いたといわれています。頑強を誇った一揆方も首謀者がほとんど戦死するについに落城しました。その後生き残った一揆方の老若男女の多くは斬首され、首を晒されました。一揆発生以来五ヶ月、幕府側がその討伐に動員した兵力は約一二万四千人、そのために使った費用は金九万八千両に達したといわれています(吉田小五郎『キリシタン大名』)。

幕府、キリシタン弾圧を強化する

島原の乱を契機として、幕府のキリシタンに対する統制は極めて厳しくなりました。寛永一五年（一六三八）一二月一日には幕府は諸大名に対してキリスト教徒の摘発を要請、この時江戸では多くのキリシタンが捕えられています。寛永一六年（一六三九）七月幕府は伴天連の入港禁止・キリシタンの徒党禁止・キリシタンの匿い禁止などを命じています。同年閏一月六日会津藩主保科正之（将軍家光の弟）は領内のキリシタンを大量に捕えています。寛永一七年（一六四〇）四月宗門改役（キリシタン穿撃奉行）を新設し、大目付井上筑後守政重を任命しました。その任務はキリシタンの摘発と日本人全員への寺請証文の作成業務、村単位の宗旨人別改帳の作成などでした。同年六月一二日には井上筑後守政重は六千石を増され一万石の大名になります。これは破格の出世で、将軍徳川家光がキリシタン弾圧に如何に熱心であったかが伺えます。同年六月二七日長崎へ来航した南蛮人六一名をキリシタンの咎で斬首しました。寛永一八年（一六四一）五月幕府はキリシタン改めを嚴重にするようにと命じ、長崎に来航したキリシタンは全て斬殺するとしています。寛永一九年（一六四二）二月一日陸奥国でキリシタンを大量に摘発、同年五月一日幕府はキリシタン摘発を奨励し、布教の嚴禁を命じ、宗門改を念入りに行うようにと通告しました。同年一二月キリスト教禁止令を布達、寛永二〇年（一六四三）二月一日キリシタン禁止令を布達、同年九月八日筑前国でキリスト教徒を処刑、同年一二月岡山藩でキリシタンを逮捕し江戸の井上筑後守政重に送りました。正保元年（一六四四）四月二六日、キリスト教徒漂着の時幕府へ注進するようにと命じています。この年江戸でキリシタンが多数捕まっています。正保二年（一六四五）六月六日江戸雑司が谷でキリシタン一族を斬殺、同年一月一〇日大坂・長崎のキリシタンを探索、同年水戸藩領でキリシタンを摘発、正保三年（一六四六）江戸に専用のキリシタン牢獄を新設する、などと幕府はこの時期矢継ぎ早に

キリシタン弾圧政策を行っています。島原の乱終了後約一〇年間に北は松前藩から南は薩摩藩に至る全国の各地域でぞくぞくとキリシタンが摘発され、その多くは斬殺されています。島原の乱後いかに幕府がキリシタンの一掃に力を注いでいたかわかりただけだと思います。その末端でキリシタン摘発役を演じさせられたのは正に各宗派末寺の僧侶でした。

寺請証文の全国民への義務付け

寛永一五年(一六三八)幕府は島原の乱の鎮圧を機に、一段とキリシタンの統制強化に踏み出してきました。同年九月二〇日幕府はまずキリシタン統制の法度を出しています。つまり島原の乱の風聞がまだ覚めないうちにキリスト教徒の摘発を行うことを明言しました。そしてもし本人がキリスト教徒であっても仲間を訴えた者は、本人の罪を許すことは勿論、さらに褒美を出すと明示しています。幕府はこれより先同年九月一三日に全国の天領・大名領に対してキリシタン高札を建てるように命じています。その文言は次の通りです。

一、伴天連の訴人

銀子貳百枚

一、入満の訴人

同 百枚

一、きりしたんの訴人

同五拾枚又は三拾枚

訴人によるべし

右訴人いたし候輩は、たとい同宗門たりというとも、宗旨をころび申出候においては、其科をゆるし、為御褒美如書付可被下旨、仰せいだされ候、以上

寛永拾五年九月十三日

〔永青文庫〕熊本大学図書館

この高札の文章が各大名のところに届くのは少し時間がかかったようです。たとえば熊本藩の史料によりますと、藩主細川忠利が老中からの触書として領内に命じたのは同年一〇月六日のことでした。

ところで、この高札の文言について少し検討してみますと、まず伴天連を見つけて訴え出た時は銀子二百枚を褒美として出すと言っていますが、銀子一枚は銀四三匁ですので、これは銀八貫六百匁に当ります。銀六〇匁 \parallel 金一両 \parallel 米一石で換算して米に直しますと、約一四三石三斗に当ります。たとえば一家族四名として一名が一年で食べる量は一・八石です。四名で七石二斗が一軒の一年分の食糧です。つまり一軒の家の約二〇年分の食糧にあたります。きわめて高額な褒賞金といえます。同様の換算率で試算しますと、入満は約一〇年分、キリシタンは三〜五年分に当ります。このように目の前に高額な賞金が出されれば当然のことながら次々に芋する式にキリシタンが密告で摘発されました。ところが、高札にあるような高額な賞金をもらったというような史料は私はまだ見たことがありません。実際には絵に描いた餅であったのかも知れません。とはいえ、この高札による影響でキリシタンを密告する人々は多く、その意味では効果は大きかったといえます。

一方またこの時期には日本人全員に寺請証文の提出が義務付けられました。幕府は同一文章でその提出を寺に命じます。案文は次の通りです。

吉利支丹宗御改二付以一札申上候事

檀家制度の成立と展開

一、何の村のたれと申者は

右の者ども我等一宗のぼだい(菩提)檀那にてござ候こと実正なり、もしキリシタン宗旨にて候と、わきより
訴人ござ候はば、愚僧まかりいで申しわくべく候

年月日

いずれの宗の寺

(藤澤市羽鳥 三鶯博家文書)

幕府は天領(直轄領)の菩提寺に対してその寺の檀家がキリシタンでないことを保証させ、もし誰かからキリシタンの疑いがあるといわれたら、住職が出かけて行き申し開きをする任務を寺にあたえたのです。最後に宗派名・寺名と住職名を記入させ、捺印させています。つまりこれが幕府から寺に出した正式な寺請証文の例文です。

しかしこれまで日本人全員がそれぞれ菩提寺を持っていたわけでもなく、一方で全国の約六万五千か村それぞれに日本人全員を受け入れるだけの寺が開創されていたわけでもありませんでした。つまり寛永一五年(一六三八)に幕府が寺請証文を義務付けたことにより、日本人全員がどこかの寺、つまり菩提寺と檀家の関係を急いで結ぶ必要が生じたのでした。それゆえ人々は家から近いところにある寺と信仰の有無に関係なく、寺檀関係を結ばないと自分の身分保証が出来なくなりました。同一村落に寺がない場合、やや遠くの村の寺と寺檀関係を結ぶことにもなりましたが、ここで仏教教団の側にとっても様々な転機と展開が訪れました。この段階で中世後期以来持仏堂とか阿弥陀堂とか釈迦堂とか不動堂とか称する堂宇が幾つかは同一村落にありましたので、これを寺に昇格させ、僧侶を定住させることが考えられました。これまでに近隣の村々には季節ごとに来訪する宗教者もいましたので、これを定住させるか、あるいは近隣の有

力な寺院の弟子の僧をこれ等の堂宇に定住させるか、あるいは在地の篤信者で阿弥号とか聖号を持っている半僧半俗の者を堂宇に住まわせ、村の人々が講中をつくり、堂宇を寺に昇格させていくケースも多くみられました。つまり寺請証文を作成するための寺が急ぎ必要になったからです。現存する寺院の約七〇％は寺請証文が義務付けられた以降に開創された寺です。

さて話を寺請証文に戻してみましよう。先述の如く幕府が寺請証文の案文を全国の寺に配布したのは寛永一五年（一六三八）九月一三日ごろのことでしたが、幕府の直轄領が多い関東ではほぼ例文どおりの寺請証文が一ヵ月後には作成され、提出されています。相模国高座郡羽鳥村の例でみてみましょう。

吉利支丹御改めにつき一札申上候こと

羽鳥村

一、右の者ども、われら一宗の菩提檀那にてござ候こと実正なり、もしきりしたん宗旨にて候と、わきより訴人ござ候はば、愚僧まかりいで申しわくべく候

寛永十五年寅の十月十六日

藤沢ちやうこうじ（常光寺）

佐右衛門

新左衛門

義左衛門

長右衛門

新兵衛

惣左衛門

助九郎

成瀬五左衛門殿

(藤澤市羽鳥 三賢博家文書)

これは東海道藤沢宿にある浄土宗常光寺が隣村相模国高座郡羽鳥村に住む檀家佐右衛門以下六軒の戸主がキリシタンではないことを保証し、幕府の代官成瀬五左衛門へ提出した史料です。先述の案文と全く同文であることがわかります。つまり寺請証文が一ヵ月後には江戸近郊の幕府直轄領から提出されていることに注目したいと思います。この時期は島原の乱鎮圧後八か月後です。つまり幕府は全国の寺院の任職を利用してキリシタンの弾圧を徹底すると同時に、日本人全員の戸口調査を任職の手にまかせたのです。逆にいえば、寺側にとっては幕府の権威を背景に、檀家制度を形成させていく絶好の機会が到来したともいえます。

以上のようにこれまでは転吉支丹のみ宗門改証文(寺請証文)を作成していたものが、日本人全員に身分保証の条件として、寺請証文の作成が義務付けられるようになったのは、寛永一五年(一六三八)に幕府が出した寺請証文の例文がはじまりでした。尤もキリスト教徒が多かった地域や、幕府の直轄領などではそれよりも早い時期に寺請証文が作成されている例もあります。

たとえば九州の大村藩では寛永一〇年(一六三三)、熊本藩では寛永一二年(一六三四)、幕府直轄領や京都では寛永一二年(一六三五)に寺請証文を作成しています。

つまりおそくとも寛永一五年（一六三八）を境に全国で寺請証文が作成され、日本人全員がどこかの寺に属しなければならなくなりました。そしてこの寺請証文が集められ、庄屋のもとで台帳として一村ごとに纏められたのが「宗旨人別改帳」（戸籍）です。各地に若干ながら寛永一五年以降のこの種の帳面が残っていますが、本格的な宗旨人別改帳が全国で作成されるのは一六六〇年代のことでした。

檀家制度が作られたのは、以上のように自分の身分保証を寺の住職にしてもらわなければならない体制がつけられたからです。つまり檀家の側には信仰によって寺を選択する権限がないままに、近くの寺との寺檀関係をむすばなければならぬという事情があったのです。これが檀家制度成立の第三段階です。

三、檀家制度の確立

寺請制度が成立し、日本人が全て仏教徒に位置づけされますと寺と檀家との繋がりが出来、檀家制度が形成されました。檀家制度においては当然のことながら檀家にたいして寺の権限が強くなりました。つまり寺が幕藩権力を背景にして、キリシタン摘発役として位置づけられたからです。このことは檀那寺の法的位置づけが幕府法令に定められるようになったことから伺えます。

幕法にみる檀那寺の役割

幕府の法令の中に檀家制度に関する文言が登場するのは、万治二年（一六六〇）からのことです。この年幕府はキリシタンの禁令三か条を出しています。その中の一か条に、

一、百姓・町人は五人組・檀那寺をいよいよ相改め、不審なる宗旨これ有るにおいては、穿鑿を遂ぐべきこと
〔御触書寛保集成〕第一二二三号)

とあり、百姓・町人がキリシタンであるかどうかを五人組と檀那寺にチェックさせている様子が伺えます。

また寛文二年(一六六二)のキリシタン禁令においても、

きりしたん宗門のこと、累年御制禁たりといえども、今もって断絶これなし、御蔵入給人方・寺社の輩、在々所々
町中五人組、または宗門の檀那寺などいよいよ入念に相改むべし、
〔御触書寛保集成〕第一二三四)

とあります。ここでは侍・町人・寺社人などに対しても五人組と檀那寺がキリシタン改めを入念にすべく指示している
様子が記されています。徐々にはありますが、檀那寺の権限が強化されています。

寛文四年(一六六四)十一月幕府は全国の大名に対して宗門奉行(寺社奉行)の新設を命じています。

きりしたん宗門穿鑿の儀、巷万石以上の面々は、この度仰せいださるる如く、役人を定め、家中・領内毎年断絶な
く、相改むべきこと
〔御触書寛保集成〕第一二三五)

とみえ、この年から全国の大名領に宗門奉行が置かれ、その最初の仕事が領内のキリシタン改めを徹底して行うことで
した。つまり宗旨人別改帳の作成です。そしてこの作業はその後毎年行うように指示しています。

曹洞宗においてはこのような政策に対応して大名領ごとに僧録寺院を置き、僧録寺院の支配下に法系に關係なくその地域の末寺を組み入れ、両本山・法系を軸とした本来の本末關係とは別に政治的本末關係を形成し、末寺（檀那寺）によるキリシタン禁圧強化を図る体制が作りあげられました。曹洞宗の僧録寺院は寛永六年（一六二九）には五六か寺であったものが、この段階で増加がはかられ、全国で一七一か寺と約三倍になっています。

幕府のキリシタン弾圧政策を梃子にして、藩の宗門奉行↓僧録寺↓末寺という政治的本末關係を強化しています。このことでキリシタンの有無を判断することが末寺に委ねられたため、末寺と檀家を強く結びつける檀家制度が確立することになりました。以上の幕法で定められた寺の住職の役割は檀家からキリシタンが出ないことを常に監視することでした。

次に藩の宗門奉行の最初の仕事であった宗旨人別改帳作成の様子について、小田原藩を例にみてみましょう。

宗旨人別改帳の作成

小田原藩（九万五千石）主稻葉正則はこの時幕府の老中でしたが、寛文五年（一六六五）四月二三日には早速領内から宗旨人別改帳を提出させています。たとえば「相州西郡西筋（相模国足柄上郡）千津嶋村吉利支丹改帳」（明治大学博物館所蔵）によると、「前書」を纏めてみますと、次のように記されています。①前年の寛文四年に出されたキリシタン禁制の法令を守ること、並びに最前より掲げられているキリシタン高札の密告についても徹底すること、②千津嶋村にはキリシタンは一人も居ないこと、又キリシタンに疑わしき者もいないこと、③村内の者は男女を問わず檀那寺の手形（寺請証文）をとり、その文面にはキリシタンではないことを保証していること、もし千津嶋村の者がキリシタンと訴えられた時は檀那寺の住職・名主・組頭・五人組などがどこへでも出向き、申しひらきをする事、結婚・養子縁

組・移住などで宗旨替えをしなければならぬ時は、改めて寺手形を取り直し、提出すること、また奉公人をはじめ、千津嶋村に住む一五歳以上の者を今回調査し、本帳面に載せたこと、いずれもキリシタンではないこと、記載内容は名前・年齢・本籍などであること、当然の事ながら本帳面とともに各人の寺請証文を添えて提出すること、④我々の父母・兄弟・妻子・伯父・伯母の内にもキリシタンは居ないこと、以前にキリシタンでその後転んだ者(キリシタンから仏教に改宗)がいれば何年前のことであっても正直に申し上げ隠すことは絶対にしないこと、⑤今後もキリシタンの疑いある者が村内にいた場合は早速届け出ること、並びに葬儀の時、寺に頼まず自分で死骸を取り置く場合もキリシタンと思われるので届け出ること、以上のようなことを届け出ず、脇から指摘されるようなことがあれば、如何なる処罰も受ける覚悟であること、などを述べています。

この宗旨人別改帳には、この地域の曹洞宗の寺では足柄上郡向原村香集寺・同郡延澤村西福寺・同郡松田総領村延命寺などの檀家が含まれています。なおこの時の千津嶋村の戸数は六八軒、人数は二五三名と記されています。しかし一四歳以下は含まれていませんので総人数は三〇〇名を超えられると思われます。なお延宝八年(一六八〇)「相州西郡西筋千津嶋村吉利支丹宗門改帳」によるとこの年からは男女一歳以上の子供から全人口を書き上げる形式に変わっています。この宗旨人別改帳はその後も毎年書き換えられることになり、このような形式で明治三年(一八七〇)まで続きました。この宗旨人別改帳の作成業務に寺の住職が関わる事になったことで、それぞれの菩提寺が檀家の家族構成の戸籍の移動などを確実に把握できるようになり、完全な檀家帳を作成することができました。これが檀家制度の第四段階といえます。

幕府宗教行政の転換

一六一五年寺院法度制定以来、本末制度が本山の決定・本末帳の作成によって確立し、本寺が末寺を掌握し、触頭を通じて幕府の法令が貫徹されるようになり、宗派単位の封建的支配体制が出来上がり、僧侶の階級も形成され、本末制度は確固たるものになりました。これを梃子にして寺院は檀家を経営基盤とすることになりました。檀家制度が確立しますと、村役人より寺院の住職のほうがキリシタン統制や宗旨人別改帳の作成等においても村落内の権力をもつようになりました。また寺請制度のため新しく出来た寺に入った住職の多くは、教学の研鑽や十分な修行をつんでいない僧侶達でした。ところで、これ等の僧侶を教育する場である檀林（学林）も用意されていませんでした。曹洞宗においても法幢地が作られたのは寛文六年（一六六六）関三刹に設置されたのが始めてでした。全国に法幢地が設けられたのは一六九〇—一七〇〇年頃でした。他宗の檀林・学林も同様です。このような時期でしたので修行を積まず寺請証文のみしか書けない多くの僧侶達の行動が村落ではしばしば村役人と対立し、幕藩領主の年貢収奪機構を脅かす存在になりました。このため幕府はこれまでの仏教保護政策の手直しに手をつけることになりました。それが次ぎに述べる諸宗寺院法度の制定です。

諸宗寺院法度の制定

寛文五年（一六六五）七月一日、幕府は仏教全宗派に統一した内容で諸宗寺院法度を布達します。一つは将軍判物九か条、もう一つは老中連署状五か条です。次にそれを意識してみましよう。

◎將軍判物九か条

- ① それぞれの宗派の儀式・作法を確実に守ること、
- ② 自分の宗派の儀式・作法を知らない者は住職にしてはいけないこと、
- ③ 本寺・末寺の関係ではこれまで本寺の権限が強化されていましたが、ここでは部分的ながら末寺の権限をみとめていること、
- ④ 寺と檀家との関係については、これまでは寺のほうが優位でしたが、ここでは檀家側に寺の選択権を与えていること、
- ⑤ 末寺が結束して本寺に抵抗することを禁止していること、
- ⑥ この簡条は守護不入権を否定したものです。中世以来犯罪人・浮浪人が寺に駆け込みその罪を逃れていましたが、この時期からはこれを認めないこと、
- ⑦ 寺の堂塔・伽藍を大きくしたり華美にしたりすることを禁止すること、
- ⑧ 寺領の売買・質入を金銀をもって契約することを禁止すること、
- ⑨ 僧侶の削減をはかった条文です。出家の希望があった場合、その地域の領主・代官の許可を義務付けること、さらに最後にはこれまでの寺院法度とことなり罰則を設けています。

◎老中連署状五か条

- ① 僧侶の衣鉢、つまり衣の色や材質は僧階に応じて着用すること、仏事・供養は檀家の望みがあってもなるべく簡単にすること、
- ② 有力檀家が建立した寺院はその檀家の意見を聞き、本寺と相談して住職を決めること、

- ③ 後任の住職の契約は金銀できめてはいけないこと、
- ④ 在家を借りてそこへ仏壇を置き、寺と同様の仏事をしてはいけないこと、
- ⑤ 僧侶は原則として妻帯を禁止されましたので、知人の女性は当然のことながら、親類の女性も寺に住まわ
せてはいけないこと、

これも將軍判物と同じく罰則を設けています。

以上二通の法度に対してすべての寺から「請書」を提出させています。つまりこの条文を寺の住職が確実に読んだことを確認するためです。

次に二つの法令の内容について検討してみましょう。ここでは当面の問題について規定していますが、その特色をあげますと、第一に宗派性を強調すると共に僧侶の階級による衣の色を規定しています。第二に本末制度についてはむしろ末寺の権利を擁護しています。第三に寺と檀家の関係では、檀家に寺を選択する権利を与えています。第四に守護不入権を否定し、寺の境内や寺領といえども領主の権力が及ぶとしています。第五に当時の史料をみますと寺には庫裏姥・洗濯婆・坊守・大黒などの名称の女性が同居しており、実際には僧侶と夫婦関係をむすんでいる例が多くみられます。幕府は五戒の一つである「不邪淫戒」に触れるので当然のことながら女性との同居を禁止しています。例外として妻帯が認められていたのは一向宗・修験のみです。第六に僧侶株・寺株の売買禁止、また寺領の売買・質入も禁止しています。

寺請制度の実施により急激に多くの寺院や僧侶が輩出しました。このため幕府はその削減を図るとともに、寺院が檀家からの経済的収奪をすることを極力押さえることに専念している様子が伺えます。

以上のように諸宗寺院法度は一六一五年の徳川家康の寺院法度とは内容がかなり違っていることがわかります。この段階から幕府はこれまでの寺院保護政策から、寺院統制策にその内容を大きく変えています。また個々の簡条をみますと、寺院僧侶の実態を細かく分析し、その力を抑えることに努力しています。このような幕府の宗教政策の転換を絶好の機会ととらえ、幾つかの藩の大名達は寺院弾圧政策を断行しています。たとえば水戸藩(茨城県)主徳川光圀や岡山藩(岡山県)主池田光政は、それぞれ領内の約六〇%の寺院を破却し、僧侶を追放し、僧侶から農民に身分を変えさせています。

寺院側の対応と葬式仏教

江戸中期になり寺請制度が強化されますと、寺と檀家の関係は固定され、檀家制度が確立しました。民衆の葬祭は檀那寺で行うことが義務付けられ、その寺から離檀することは出来ませんでした。このような形態を葬式仏教とよびます。

一方寺院の側では本来は古代中国の十王信仰から始まったとされる十仏事を寺の行事に取り込み、さらに十三仏事・十五仏事と増加して、民衆の生活に定着させました。

中世後期までは十王信仰は主として武士階級の行事でした。十仏事は中国の「十王経」で説かれた仏事で、初七日・二七日・三七日・四七日・五七日・六七日・七七日・百か日・一周忌・三年忌の十回でした。

江戸時代になり檀家制度が確立しますと、これを庶民にも適用するようにもなりました。さらに七年忌・十三年忌・三十三年忌が加えられ、十三仏事として定着しました。その後一七〇〇年頃になると十七年忌・二十五年忌が付け加えられ、十五仏事になりました。十五仏事のそれぞれの忌日には本尊が割り当てられました。特に十五仏事は先祖供養の

行事として寺と檀家を結ぶパイプの役割を果たしました。また親戚の者がこの法事や供養会に参加することで家族共同体の絆を確認する機会でもありました。

寺院は檀家に十五仏事を義務づけることにより葬式法要で経済的収入を安定させることに成功しました。一方檀家は寺からの経済的要求を受けても、その寺から離れ別の寺へ移ることは出来ませんでした。それは幕府が離檀（寺からはなれること）を禁止した法令を出していたからです。また檀家にとっては寺請証文を寺の住職が書かなければキリシタンのレットルを貼られ、村落内で生活することが出来なかったからです。勿論寺請証文を書いてもらうためには檀家は一人銭十文―二十文程度を支払わねばなりません。江戸時代においては庶民には信仰を選択する権利はありませんでした。日本人は全て仏教徒といわれていますが、日本人にとっての寺の存在は葬式法要を行う場所という認識が強く、仏教そのものへの信仰はそれほど強くありませんでした。

一七〇〇年以降になると寺院は檀家に墓石の作成を義務付け、先祖供養を強調し、十五仏事の励行を求めるようになりました。また一方では『近世往生伝』・『妙好人伝』をはじめ各種の『本尊靈驗記』・『本尊利益記』などを刊行し、「現世での倫理的な生活が来世での極楽往生につながる」、などとの説話を檀家に説教する場合に強調するようになりました。また寺での法要の折、地獄極楽の様子を絵で解説し、生前の生活や寺への奉仕などが極楽へ行く条件と強調するようになりました。これを「絵解き」といい、絵解き専門の僧侶が数多く輩出されました。これが檀家制度の第五の段階で、日本人全員の生殺与奪の権利を寺院が持つ事になりました。

このような形で形成されていった檀家制度は明治元年（一八六八）の「神仏分離令」・「廃仏毀釈」の政策などでも崩れることはありませんでした。また太平洋戦争後の宗教学法人法によってもそれほど影響はうけませんでした。それは檀家の家族共同体さらには村落共同体そのものと寺の檀家圏が重なり合っていたからです。しかし一九六〇年代の農村

から都市への大量の人口流出により、農村の急激な過疎化が進み、そのことで村落共同体はほぼ解体したといっていると思います。その結果地方の寺院の多くは檀家を失い、さらには家族共同体も壊滅した現在、檀家制度そのものの意義が問われる事態となりました。さらに深刻なのは現在寺院の約三〇％が無住化している現状を直視しなければならぬと思います。

(たまむろ・ふみお 名誉教授)